

憲法判例変更のお知らせ

令和2年11月25日最高裁判所大法廷判決（平成30年（行ヒ）第417号 出席停止処分取消等請求事件）において、地方議会の出席停止処分を司法審査の対象外としていた最大判昭35.10.19（百選Ⅱ181事件）が変更される判決がなされました。

1. 事案の概要

市議会議員であった被上告人が、市議会から科された23日間の出席停止の懲罰（本件処分）を違憲・違法であるとして取消しを求めるとともに、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に基づき、議員報酬のうち本件処分による減額分の支払いを求めた。

2. 判決要旨

最高裁判所ホームページから引用

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/851/089851_hanrei.pdf

「……。

ウ 出席停止の懲罰は、上記の責務を負う公選の議員に対し、議会がその権能において科する処分であり、これが科されると、当該議員はその期間、会議及び委員会への出席が停止され、議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動を行うことができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなる。このような出席停止の懲罰の性質や議員活動に対する制約の程度に照らすと、これが議員の権利行使の一時的制限にすぎないものとして、その適否が専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきであるということとはできない。

そうすると、出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づいてされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は、常にその適否を判断することができるというべきである。

（3）したがって、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となるというべきである。

これと異なる趣旨をいう所論引用の当裁判所大法廷昭和35年10月19日判決その他の当裁判所の判例は、いずれも変更すべきである。」

3. 今期の教材への影響

- ・NEWスタンダードテキスト憲法（200401版、原孝至・基礎講座〔憲法〕で使用）
P.418 上から15行目「cf. 地方議会の議員の懲罰に対する司法審査」のうち出席停止の懲罰部分
P.460 上から3行目「□ 判例 最大判昭35.10.19 百選ⅡNo.181」の内容
- ・短答合格ファイル憲法2/統治機構（2021短答完璧講座〔憲法〕で使用）
P.411 上から2～5行目「① 地方議会」の判例紹介部分
P.414 下から3行目～P.415 上から4行目《過去問チェック》予備H23-9の正解が誤りから正しいに変更

令和2年12月

辰巳法律研究所・教材編集グループ